

第2部

第2期九度山町障がい者基本計画

■本計画における「障がい」の表記について

本計画における「障がい」等の「がい」の字の表記については、字のマイナスの印象に配慮するとともに、障がい者の人権をより尊重する観点から、可能な限りひらがなで表記しています。ただし、国の法令や地方公共団体等の条例・規則等に基づく法律用語や施設名等の固有名詞、医学・学術用語等に用いられるものに関しては、そのまま「害」の字を使用しています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

第 1 章 計画の策定にあたって



1 計画策定の趣旨

わが国においては、平成 23 年に「障害者基本法」が大幅に改正され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、共生する社会の実現が理念に掲げられました。同時に、障がい者の定義についても、「個人の機能障がいに原因があるもの」と考える「医療モデル」から、「社会的障壁」による日常生活や社会生活に制限を受けることを問題にする「社会モデル」へと大きく転換し、共生社会の実現は社会全体の課題であることが示されました。

平成 28 年には、共生社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」が施行され、障がい者に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止し（差別的取り扱いの禁止）、障がい者から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（合理的配慮の提供）が義務づけられています。

社会全体では、障がい者の増加や、障がいの重度化・重複化、障がい者本人及び家族や介護者の高齢化、急激な社会構造の変化等に起因した新たな課題も生じてきています。

このような中、本町では、平成 26 年 3 月に「九度山町障がい者基本計画」を策定し、障がい者が住みなれた地域で安心して暮らすことのできる共生社会をめざし、障がい者福祉施策を推進してきました。

この度、平成 30 年度に計画期間が終了することから、これまでの取り組みを検証し、本町の障がい者福祉施策を取り巻く現状と課題を見つめ直し、より実効性のある障がい者福祉施策を推進するため、「第 2 期九度山町障がい者基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

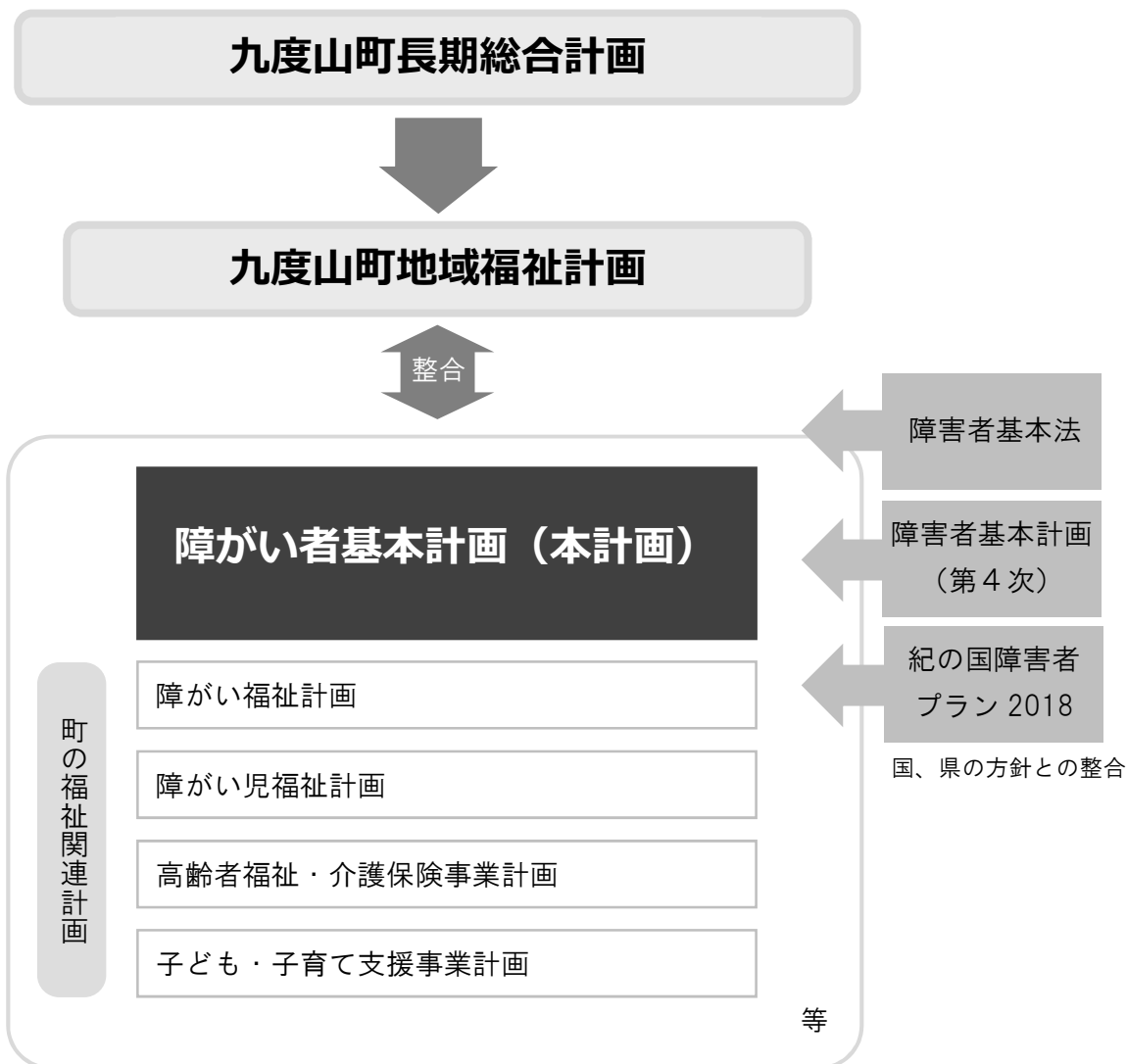
■障がい福祉制度の変遷（国の動き）

年度	主な動き
平成 18 年度	「障害者自立支援法」の施行（4月） <ul style="list-style-type: none"> ・身体、知的、精神の3障がいのサービスを一元化 ・応能負担から応益負担へ 等 国連総会で「障害者権利条約」を採択（12月）
平成 19 年度	日本が「障害者権利条約」に署名（9月）
平成 21 年度	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行（4月） <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用納付金制度の適用対象範囲を拡大 等
平成 23 年度	「障害者基本法の一部を改正する法律」の施行（8月） <ul style="list-style-type: none"> ・差別の禁止、教育・選挙における配慮を規定 等
平成 24 年度	「障害者虐待防止法」の施行（10月） <ul style="list-style-type: none"> ・通報義務、立入調査権を規定 等
平成 25 年度	「障害者総合支援法」の施行（4月） <ul style="list-style-type: none"> ・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加 等 国において「障害者基本計画（第3次）」策定（9月） <ul style="list-style-type: none"> ・基本原則の見直し、障がい者の自己決定の尊重を明記 ・計画期間の短縮 等 日本が「障害者権利条約」を批准（1月）
平成 26 年度	「障害者総合支援法」の一部施行（4月） <ul style="list-style-type: none"> ・障害支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化 等
平成 28 年度	「障害者差別解消法」の施行（4月） <ul style="list-style-type: none"> ・差別の禁止、差別解消の取り組みの義務化 等 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行（4月）（一部、平成30年4月施行） <ul style="list-style-type: none"> ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 「成年後見制度利用促進法」の施行（5月） <ul style="list-style-type: none"> ・利用促進会議等の設置、利用促進に関する施策 等 「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行（8月） <ul style="list-style-type: none"> ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等
平成 29 年度	国において「障害者基本計画（第4次）」策定（3月） <ul style="list-style-type: none"> ・当事者本位の総合的・分野横断的な支援 ・障がいのある女性、子ども、高齢者の複合的な困難や障がい特性等に配慮したきめ細かい支援 等
平成 30 年度	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行（4月） <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の望む地域生活の支援、障がい児の支援ニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等

2 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づき市町村が策定する「市町村障害者計画」であり、本町における障がい者福祉施策全般に関わる理念や基本的な方針、目標を定めるものです。

また、国や県の障がい者関連計画を踏まえるとともに、「九度山町長期総合計画」をはじめ、「九度山町地域福祉計画」等、他の関連計画とも調和の保たれたものとしします。



3 計画の対象

本計画では身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者を含む）に加え、「障害者総合支援法」（平成 30 年 4 月 1 日施行）の対象となる疾病（359 疾病）の難病患者を対象とします。

4 計画の期間

本計画の期間は、平成 31（2019）年度から 2023 年度までの 5 年間とします。

なお期間中であっても、計画の進捗状況や法・制度の改正等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

5 計画策定の経緯

本計画は、住民アンケート調査やパブリックコメント等を実施し、住民の意見を広聴するとともに、「九度山町地域福祉計画策定委員会」において、協議、検討を重ね、策定しました。

区分	概要
住民アンケート調査	町内にお住まいの 20 歳以上（平成 30 年 7 月 1 日現在）の方から 1,000 人を無作為抽出し、障がい者とのふれあいや障がい者に対する理解を深めるために必要なことについて調査、把握しました。
パブリックコメント	平成 31 年 2 月 1 日（金）～平成 31 年 2 月 14 日（木）の期間、計画の素案を町ホームページ等で公表し、意見を募集しました。